

テナントが取り付けた「附帯設備」がある ときの不動産取得税について

家屋が建築された場合で、テナント※が取り付けた附帯設備（内装や電気・ガス・空調等で家屋と構造上一体となっているもの）があるときは、不動産取得税は、附帯設備を含めた建物全体の評価額を算定して、当該建物のオーナー※に全額を課税することとされています。

ただし、オーナーとテナントが協議して、総合県税事務所へ附帯設備に属する部分の取得価額※を申し出た場合には、その価額分についてはテナントに課税し、オーナーの税額から減額します。

- ※ テナントとは、家屋（貸店舗等）の附帯設備の取得者のことです。
- ※ オーナーとは、家屋（貸店舗等）の主体構造部の取得者のことです。
- ※ 附帯設備に属する部分の取得価額は、オーナーの課税標準額中附帯設備に属する部分の価額のことです。

1 手続き

オーナーが納税通知書を受け取った日から 30 日以内に、下記 2 記載の書類を総合県税事務所へ提出してください。

2 提出書類

- (1) 不動産取得税申告書（家屋）
- (2) 附帯設備に属する部分の取得価額申出書※
 - ※ オーナーとテナントが連名で提出してください。
(裏面の記載例を参照してください。)

3 (参考) 固定資産税の取扱い

テナントが事業の用に供するために取り付け、家屋と構造上一体となっている内装や電気・ガス・空調等（特定附帯設備）は、テナントの償却資産とみなして、テナントに固定資産税を課税することとされています。

4 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電 話 番 号	076-444-4629 076-444-4505
郵 便 番 号	930-8548
住 所	富山市舟橋北町1-11（富山総合庁舎1階）
窓 口 取 扱 時 間	月曜日から金曜日の8:30～17:15 (国民の祝日・休日及び年末年始を除く)

(平成28年3月現在)

附帯設備に属する部分の取得価額申出書

記載例

平成 28 年 7 月 10 日

富山県総合県税事務所長 殿

本申出書の提出年月日を記入してください。

家屋のオーナー様の住所・氏名を記入してください。

納税者(主体構造部の取得者)

住(居)所 (所在地) 富山市〇〇町〇丁目〇一〇

氏名 (名称) 株式会社 ◆◆◆◆ 印

個人番号 (法人番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

テナント様の住所・氏名を記入してください。

(附帯設備の取得者)

住(居)所 (所在地) 富山市□□町□丁目□一□

氏名 (名称) 株式会社 ◇◇◇◇ 印

個人番号 (法人番号) ●●●●●●●●●●●●●●●●

建築された家屋の所在地を記入してください。

富山県税条例第73条第8項の規定により、次のとおり申出します。

家屋の所在地	富山市〇〇町 □丁目 △春地の▽					
家屋の概要	家屋番号	種類	構造	床面積	用途	取得年月日
建築された家屋の概要を、全部事項証明書(登記簿謄本)等を参考に記入してください。	▽-1	店舗	鉄骨造	234.56㎡	—	平成27年 11月30日
課税標準額	4,325,000 円		左記課税標準額中附帯設備に属する部分の価額		1,825,000 円	
税 額	オーナー様分とテナント様分の合計税額を記入してください。 (合計価額:4,325,000円 × 税率:4% =173,000円)					173,000 円
摘 要	テナント分の税額					住宅以外の不動産取得税の税率
上記の「左記課税標準額中附帯設備に属する部分の価額」を記入してください。	1,825,000円 × 4% = 73,000円					73,000円がテナント様に課税する不動産取得税額となります(税額の百円未満の端数は切り捨てます)。なお、オーナー様に課税する不動産取得税は、173,000-73,000=100,000円となります。